

羽曳野市高齢者補聴器購入費助成事業

補聴器の購入費用の一部を助成します

※ 購入前に申請が必要です！！

加齢により聞こえが悪くなると、コミュニケーションが困難になり、フレイルや認知症へ繋がる可能性があります。

補聴器の利用で「聞こえ」が改善されることにより、いきいきとした生活が送れるよう支援します。

対象となる方

以下①～④すべての条件を満たす方

①65歳以上の羽曳野市民(羽曳野市に住民票がある方)

②市民税非課税世帯または生活保護世帯に属する方

③補聴器相談医から補聴器が必要と判断された方

④身体障害者手帳(聴覚障害)を交付されていない方

(※受診時に障害者手帳の取得を勧められた場合は、障害福祉課へご相談ください)

助 成 額

左右いずれかの耳に装用する補聴器本体1台分の購入費用

ただし、**上限 25,000円**

※診察料、文書料等は助成の対象にはなりません

注 意 点

- ・ 必ず購入前に申請をしてください。すでに購入されたものは助成の対象にはなりません。
- ・ この助成を受けられるのは一度限りです。
- ・ 補聴器には高額なものもあります。購入前にはご家族や医師とよくご相談ください。
- ・ 受診する病院・購入対象店舗は、窓口または資料で確認の上、行くようにしてください。

手続きのながれ

手順 1 地域包括支援課へ相談する

事業の説明、申請に必要な書類をお渡ししますので、地域包括支援課へご相談ください。

※相談はお電話でも可能ですが、できるだけ窓口での相談をお勧めします。

※書類をお渡ししてから、原則3か月以内に申請してください。

手順 2 補聴器相談医のいる病院を受診する(申請書類①「医師意見書」作成)

窓口でお渡しする「医師意見書」の様式を持って、補聴器相談医がいる病院(別紙一覧参考)を受診し、補聴器が必要であれば、「医師意見書」を作成してもらってください。(必要書類①となります)

※受診料・文書料・検査料などは自己負担です。

※受診の結果、治療が優先となる、障害者手帳取得を勧められる、補聴器装用とならない場合もあります。医師の指示に従ってください。

手順 3 認定補聴器専門店で見積書の作成(申請書類②「見積書」作成)

手順2で取得した必要書類①「医師意見書」を持って、認定補聴器専門店へ行き、購入する補聴器を選び、見積書を作成してもらってください。(必要書類②となります)

※認定補聴器専門店以外で購入した場合は助成できませんのでご注意ください。

手順 4 市へ申請する → 結果通知



●申請に必要な書類

①医師意見書(手順2で取得)

②見積書(手順3で取得)

③高齢者補聴器購入費助成申請書(ご自身で記入してください)

※1月1日時点で羽曳野市民でない方は世帯全員の課税証明書が必要です

●提出先 : 地域包括支援課

●審査後(却下)通知・助成券・請求書兼委任状(事業者用)を送付します。

手順 5 補聴器を購入する

認定補聴器専門店で、補聴器を購入してください。(手順3で見積書を作成した店)

●持って行くもの

助成券(購入店へ渡してください)

請求書兼委任状(代理請求のための業者請求用です。署名して購入店へ渡してください)

●購入して商品を受け取る際、助成券の受領欄及び請求書兼委任状へ署名してください